

# 憲法って、 とっても大事！



- Q 1 憲法と法律とはどう違うか？
- Q 2 日本国憲法の根本にあるものは？
- Q 3 「公共の福祉に反しない」とは何に反しないこと？
- Q 4 権利と義務とはワンセット？
- Q 5 人権が認められるのは「国民」だけ？
- Q 6 国民主権と象徴天皇制は矛盾では？
- Q 7 憲法第9条が放棄したのは？
- Q 8 日本国憲法は押しつけ？

付：日本の自由民権運動と世界的な人権思想の流れの中で生み出された日本国憲法



## はじめに

2012 年末に誕生した安倍政権は、現在の憲法を全面的に変えようとしています。自民党のホームページでは、「日本国憲法改正草案 / Q & A」(以下、自民党草案と略記)を公表しています。

まずは改憲の手続である 96 条を変えることを安倍政権の当面の目標としています。現在の条文では、改憲発議に「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成」が必要ですが、それを「2 分の 1 以上の賛成」に大きく緩和しようとしています。憲法は最高法規であり、政権が変わっても時の権力者によって恣意的に変えられることがないように、改憲には厳しい制約が課せられているのです。このように厳しい制約が設けられているのは日本だけでなく、諸外国も同様です。

私たちは日常生活で憲法を意識することはあまりないかもしれませんが。憲法 9 条や“ 国民主権、戦争放棄、基本的人権 ” の憲法三原則などは学校でも習いましたが、ともすれば自分たちの暮らしとは関係のない遠い話のように考えてしまいがちです。

しかし、憲法は私たちの日常生活のさまざまな部面で大きくかかわっています。

小中学校の義務教育が保障され、20 歳になれば普通選挙権が与えられます。

手紙が公安警察によって検閲されることもありません。コンサートや講演会で警察官が監視していることもありません。ブログやホームページを作って自分の意見を書いたり、同じ考えを持った人が集まって自由に会報をつくることもできます。他人に迷惑をかけなければ、どのような宗教を信仰することもできるし、国の政策を批判することも自由です。

なにより、20 歳になっても徴兵検査を受けなくてもいいし、むりやり戦争に行かされることもありません。

現行憲法は前文で悲惨な戦争を二度と繰り返さないとの決意を述べ、人は生まれながらにして基本的人権をもっているという考え方(天賦人権説)や国民が主権者であるとの考え方を明確にしています。そしてその根本に「個人の尊重」が置かれています。このように憲法で明記されることで私たちの市民生活が保障されているのです。そして 12 条は「国民の不断的努力によつて、これを保持しなければならない」と、自由と権利を守るための国民の努力を求めています。

このリーフレットでは、現行の日本国憲法に即して「憲法とは?」「日本国憲法の根本は?」「公共の福祉とは?」などの基本的な点を整理してみました。それぞれの項目について自民党草案でどのような変更が加えられようとしているのか補足しています。このリーフレットで、日本国憲法の大切さを再発見し、自民党草案のどこが問題なのかを考えていく材料になればと思います。

このリーフレットは、2009 年 7 月から 2010 年 7 月まで、リブインピースのブログで 30 回にわたって連載したシリーズ「憲法って、面白っ!」を大幅に加筆訂正したものです。そちらも読んでいただければ幸いです。

2013 年 3 月

リブ・イン・ピース 9 + 25



## Q 1 憲法と法律とはどう違うか？

### A 1 憲法は、権力を制限するための法です

憲法は、国家権力が人々の人権を侵害しないように、また権利を保障するように、権力を制限するために存在する最高法規です。一般の法律は、国会の議決を経て制定された、集団における社会秩序を維持するために強制される規範であり、性格が全く違います。

98条では、憲法の「条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」として憲法の最高法規性を規定しています。

歴史上、憲法は君主の権力を制限するために作られました。

憲法の最も古い例は「<sup>マグナ・カルタ</sup>大憲章」です。13世紀、戦争ばかりしていたイングランドのジョン王に対して、配下の貴族たちは、もうこれ以上、王の好き勝手にさせるわけにはいかないと考え、王の権力を制限する法（<sup>マグナ・カルタ</sup>大憲章）を作って王に迫り、王はしぶしぶそれを認めました。



この<sup>マグナ・カルタ</sup>大憲章が示した「法の支配」(権力を「法」によって制限すること)は、「人の支配」(君主がやりたい放題に支配すること)と闘うために、17世紀の市民革命の合い言葉になりました。

国家権力を法によって制限するという見地は、日本国憲法においても貫かれています。

したがって、日本国憲法では憲法を守る義務のある人々が次のように明記されています。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」(第99条)

憲法は権力を制限するためにあるのですから、権力に関わる地位にある人々がずらりと並んでいるのは当然のことです。逆に権力者の側から自分の権力を縛る憲法を変えよと言うのは、憲法を逸脱しているといえるでしょう。

(自民党改憲案では下線が削除されています。下記解説参照)

自民党草案では

自民党草案では、次の条文が新設されています。

「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」(自民党草案第10条)

まず国民こそが憲法を守るべきだというこの条文は、上に述べた憲法の基本的な性格を正反対にするものです。そして、国民の次にやっと公務員の憲法尊重義務が出てきますが、そこでは、「天皇又は摂政」が削除されています。つまり天皇は憲法を守らなくてもいいこととなります。戦後昭和天皇が行った憲法違反の政治的行動などを考えれば、これはとても危険なことなのです。(Q6参照)

## Q 2 日本国憲法の根本にあるものは？

### A 2 個人の尊重です

日本国憲法の三大原則は“ 国民主権、戦争放棄、基本的人権 ” の尊重です。

では日本国憲法の根本にあるものは何でしょうか。

日本国憲法の根本にあるもの、それは個人の尊重です。一人一人の人間がかげがえのない大切な存在であり、幸福を追求する権利があると憲法は定めています。

憲法 13 条にはこう書かれています。  
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

国家によって大切にされる人とされない人がいてはなりません。「個人の尊重」は、人は人として平等であり差別してはならないというだけでなく、一人ひとりが他者とは違った価値観や生き方、幸福追求の権利をもっており、それぞれに異なった価値を等しく尊重するという意味があります。「個人の尊重」は、自分が人として大切にされるのと同じように他者を大切にするという考えを含んでいます。

ところで、この条文には「公共の福祉に反しない限り」という条件が書かれています。この「公共の福祉」とは何のことでしょうか。「国策」や「公益」などと混同されがちですが、全く違うものです。これについてはQ 3で。



~~~~~ 自民党草案では ~~~~~  
自民党草案では、日本国憲法の究極目的である「個人の尊重」(第 13 条)が、次のように書きかえられています。

(現行憲法)第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(自民党草案)第 13 条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

「個人」と「人」とはどう違うのでしょうか。「人」としては尊重するが「個人」としては尊重しないとはどういうことでしょうか。それは、個人の価値観や生き方を制約し、全体の利益 = 国益・公益を優先しようとしているからではないでしょうか。



### Q 3 「公共の福祉に反しない」とは何に反しないこと？

### A 3 「他人の人権を侵害しない」ということです

憲法で言う「公共の福祉」とは、それぞれの個人がもつ人権のことで、「公共の福祉に反しない限り」というのは、「他人の人権を侵害しないがぎり」という意味です。平たく言うと「他人に迷惑をかけるような自分勝手なことをしてはならない」というくらいの意味です。それ以外の意味はありません。国策や公益などとは全く関係がありません。

憲法論的には、「公共の福祉」は、人権と人権との衝突の調整です。個人の人権は他者の人権と衝突した場合にのみ制約を受けます。つまり人権を制限できるのは人権だけであるという考え方、他人の人権の侵害の上ではなく、他人の尊重の上に成り立つという考え方です。

「公共の福祉」を「全体の利益」「公益」などと混同し、個人を犠牲にしてでも国策などに従うべきだという意味とする誤解も散見されますが、それは個人の尊重と矛盾しており間違っています。現行の日本国憲法では、人権を踏みにじって国策を押しつけることは決して許されていません。

「公共の福祉」という概念には「個人の尊重」がセットになっています。だから、権力者はこれを変えようとしているのです。

#### 「出る杭は打たれる」？

自らの思想信条から「日の丸・君が代」起立・斉唱を拒否する教職員に対する批判として「卒業式の秩序を乱す」があります。

日常のあらゆるものが「秩序」を基準にされると、「出る杭は打たれる」とばかりに、自由な思想も表現も萎縮してしまいます。

自民党草案では

自民党草案では、現在の憲法の「公共の福祉」という言葉がすべて「公益及び公の秩序」という言葉に変えられています。「公益及び公の秩序に反しない限り」では、まさに政府の政策が個人の人権を制約することが一般的な原則となってしまいます。

大日本帝国憲法にも「臣民権利義務」という項目があり一定の権利が認められていました。しかしそれらにはすべて「安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざるにおいて」天皇大権の施行を妨ぐるることなし」という制限が付いていました。まさに自民党草案の「公益及び公の秩序」とは「安寧秩序」なのです。

人権の制約は人権相互の衝突の場合にのみ限られ、「公共の福祉」とはそのことを示すものだというのが憲法学会の定説です。

ところが自民党草案のQ&Aでは、この定説に異を唱え、「公共の福祉」という言葉をすべて「公益及び公の秩序」にすることで「曖昧」さをなくしたと述べています。つまり、国益・公益こそが基本的人権を制約できるのだときっぱりと述べているのです。



自民党草案で新たに設けられた条項として、こんなものもあります。

#### 第2条 (表現の自由)

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

これでは、「秩序を乱す」という理由で自由にものを言えなくなる恐れがあります。例えば、政府の政策と対立する脱原発のデモや市民団体の結成・活動が禁止される危険さえあります。

## Q 4 権利と義務とはワンセット？

### A 4 基本的人権は、義務とは関係なく人が生まれながらに持っている権利です

「権利を行使するなら、まず義務を果たせ」ということがよく言われます。また、日本国憲法は権利ばかりで義務が少ないと非難をする声もあります。

しかし人権とは、人として生まれてきた瞬間から認められる権利のことです。これを行使するためになんらかの義務が必要だというのはのならないへんなことになります。生まれたばかりの赤ん坊は泣く以外に何もできませんから、人権がないことになってしまいます。この「侵すことのできない永久の権利」が天賦人権説といわれるものです。



憲法第97条にはこう書かれています。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

日本国憲法で定められた基本的人権を分類してみると次の5種類があります。

1) 包括的基本権 2) 自由権 3) 社会権 4) 受益権 5) 参政権

包括的基本権というのは、Q2で示した憲法13条の幸福追求権に加えて14条の「法の下での平等」もこれに分類されます。

自由権は、「国家からの自由」つまり国家による個人への干渉を排除することができる権利で、人身の自由、精神的自由、経済的自由の3つに分類されます。

社会権は「国家による自由」という性格を持っています。個人の自由と幸福を追求するために、国家に何かをさせる権利です。これには、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権、教育を受ける権利、労働基本権などが含まれます。

そして裁判を受ける権利などの受益権、選挙権と請願権からなる参政権があります。これらすべてが97条にあるように、人類の過去幾多の試練を経て形成されてきたのです。

~~~~~ 自民党草案では ~~~~~

自民党草案では、この97条がまるまる説明も一切なく削除されています。基本的人権は人々の努力の成果であり、過去幾多の試練に耐え、未来永劫与えられる永久の権利という考えが抹消されているのです。

自民党草案のQ&Aでは、「人権規定も我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました」とあります。

天賦人権説は、人は生まれながらにして人権を持っているのだという考えで、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言など、植民地支配や君主制に反対して人権を獲得してきた歴史の中で生まれました。これは米国やフランスにとどまらず、全世界の人々に影響を与えました。

天賦人権説を改める必要があると述べたその具体例が1条について述べられています。

現行憲法1条では、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とありますが、自民党草案では下線部が削除されてしまい、単に「...侵すことのできない永久の権利である」となっています。

## Q5 人権が認められるのは「国民」だけ？

### A5 国内のすべての人、そして全世界の人に認められます

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

基本的人権を定めた日本国憲法第11条の条文です。「侵すことのできない永久の権利」という言葉がすばらしいですが、人権が保障されるのは「日本国民」だけでしょうか。つまり外国人に対しては基本的人権を認めているのかという問題があります。

現在の憲法解釈では、憲法で書かれている権利は在日外国人も含めてすべての人に適用されるというのが定説となっています。基本的人権は人が生まれながらにして持つ権利であり、それが日本国民に限られるなどということはありません。

実際、日本国憲法の原文（英文）の権利の主体を表す部分はすべて“every person”“all people”などとなっており、権利が日本国民だけに認められるというような項目はありません。

それだけではなく、前文で「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と、基本的人権は世界のあらゆる人々が生まれながらにして持つ侵すことのできない権利であることを謳っています。

#### 理念と異なる実際の運用

憲法は外国人に対しても人権を保障するとしながらも、実際の運用場面ではさまざまな「悪法」によって人権の制約がおこなわれているのが現状です。

たとえば指紋押捺制度については、人権侵害の法律であるとして拒否運動が続けられ、1992年には「特別永住者」と「一般永住者」については廃止され、2000年には全廃されました。

特別永住者とは、1945年の敗戦以前から日本に住んでいる旧植民地出身者とその子孫のことです。日本政府はそうした人々を強制的に「日本人」としておきながら、戦後はまた一方的に「外国人」とし、日本で暮らす上で様々な権利を剥奪してきました。

運動の力で法改正を実現し、いくつもの権利が回復されてきましたが、2007年の入管法「改正」によって、特別永住者以外の在日外国人（旧植民地出身者含む）や入国外国人に指紋押捺と顔写真が義務づけられるなど、人権侵害と差別が続いているのです。

自民党草案では

ここは自民党草案でも最も重大な変更を含むところです。

まず、日本国籍を有しないものの選挙からの排除を明記しています。

成年者による普通選挙（現行15条） 「日本国籍を有する成年者による普通選挙」（自民党草案15条）

「その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」（現行93条2項） 「当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する」（自民党草案94条2項）

自民党草案のQ&Aでは、外国人に地方選挙権を認めないことを明確にしました。と得意げに書いています。

これだけでなく、全体を通じて日本国民以外を権利の対象から排除する極めて差別的な構造となっています。

たとえば、健康で文化的な最低限度の生活を保障する25条は、すべての生活部面について（現行）から「国民生活のあらゆる側面において」（自民党草案）になっています。最低限度の生活の保障が日本国民だけに限るようなことになれば大変です。



## Q 6 国民主権と象徴天皇制は矛盾では？

### A 6 国民主権にも、そして「法の下平等」にも矛盾します

国民主権は、憲法三大原則の柱のひとつですが、象徴天皇制は、国民主権に反し、「法の下平等」(14条)に反する矛盾した存在です。



大日本帝国憲法のもとで、天皇は「神聖にして侵すべからず」と軍の統帥権を含めた国家権力の全権＝「天皇大権」を握っていました。

象徴天皇制は大日本帝国憲法のような絶対的権力を持った天皇とは違いますが、実際は決して象徴＝単なるかざりとして存在したわけではありません。

建国記念の日制定(1966)、元号法制定(1979)、国旗国歌法制定(1999)など天皇と天皇制が社会に押しつけられてきました。マスメディアが天皇と天皇制を批判するのはタブーであり、教育現場には、天皇を称える「日の丸」「君が代」起立斉唱が教職員に押しつけられています。

#### 天皇制維持のために何を犠牲にしてきた？

天皇大権をもった昭和天皇は中国侵略戦争と日米開戦によってアジア太平洋地域の人々に甚大な犠牲を与えた責任だけでなく、東京大阪大空襲や沖縄戦、原爆投下によって日本にも大きな犠牲を与えた責任があります。天皇制護持の名のもとで国内に恐怖政治を敷き、物言えぬ社会をつくり、「大逆事件」(1911年)にみられるように多くの人々が犠牲になりました。

1945年、敗戦受け入れ後も、昭和天皇は自ら延命を図り、米国への沖縄の提供や軍駐留を進めるなど主体的な役割(憲法で禁じられた政治行為)を担ってきました。

また、普通選挙権から在日朝鮮・台湾人を排除したのは、彼らが天皇制廃止を主張することを恐れたためであるということが明らかになっています。

#### 自民党草案では

自民党草案では、前文で「天皇<sup>いただ</sup>を戴<sup>たく</sup>く国家」として天皇制国家であることが明記されています。象徴天皇制では飽きたらず、もっと天皇を敬い、<sup>たてまつ</sup>奉る国家にしようとしています。

自民党草案では条から8条の天皇の章に、国旗・国歌の尊重義務が新設されています。つまり、国旗・国歌尊重義務は、天皇をたたえ尊重する義務ということなのです。



また、これまで法律で定められていた元号についても、この天皇の章に新たに入れられています。

さらに、自民党草案では、第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う(第6条5)が新設され、これまで儀礼的国事行為に限られていた天皇の行為が拡大されています。

現行憲法は、戦前・戦中に国家神道を強制したことへの反省から、厳格な政教分離を定めています。これが自民党案になると、それを骨抜きにする文章を付け加えています。そのことによって、靖国参拝や護国神社、忠魂碑などを教育の場に持ち込んだり、特定の宗教に国家予算を使うことが憲法違反でなくなり、信教の自由が侵されてしまいます。

## Q7 憲法第9条が放棄したのは？

### A7 侵略戦争はもちろん自衛戦争も、一切の軍備も放棄しています

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

このように「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（前文）との決意のもと、9条は武力の保持、武力による威嚇、武力の行使、交戦権 - - これらすべてを国家として放棄しています。

「自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。」



1946年6月26日、吉田茂首相は衆議院で、「...第九条第二項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於いて戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争亦然りであります」と答弁し、侵略戦争が「自衛」の名において行われたことに言及し、その反省から一切の戦争も武力も放棄したこ

とを明言しています。

ところが日本政府は、そもそも違憲である自衛隊を「専守防衛」の名の下に正当化し、カンボジアやハイチなどでのPKO（国連平和維持活動）参加、インド洋・アラビア海やイラク戦争への派遣、「海賊対策」と称したソマリア沖派遣などを行い、憲法解釈変更の積み重ねで自衛隊の活動範囲を広げてきました。アジア近隣諸国への軍事的威嚇行為もエスカレートしています。

しかしアフガニスタン戦争では多国籍軍艦船への給油、イラクのサマワでは給水活動に

限定され、米国の侵略戦争に協力しながらも自衛隊が戦争の前線に赴くことを阻んできたのは9条の存在です。そして「非核三原則」「武器輸出三原則」「集団的自衛権行使の違憲判断」などの形をとりながら、9条は日本の際限のない軍備増強と戦争加担を押しとどめてきたのです。

専守防衛：自衛隊は、日本の領土・領海・領空を守るための必要最小限の装備・活動にとどめるという考え方。

~~~~~ 自民党草案では ~~~~~

自民党草案では、憲法9条が根本的に変えられてしまいます。「国防軍」の設置が規定され、武力による威嚇と行使を公然と認めています(Q&A)。「自衛のため」だけでなく、米軍と一緒にした軍事行動や国内治安活動など新しい任務が入っています。さらに国防軍への首相の指揮権や「軍事審判所」の設置など戦争遂行を前提とした諸規定があり、「領土保全の義務」やそれへの国民の協力など国民を軍事活動と戦争に動員する規定さえ入っています。戦争が領土紛争から始まったことを考えれば、これらは極めて危険な条項です。

また、新設された98条では、首相が「緊急事態」を発動できること、「社会秩序の混乱時」には基本的人権が制約され憲法そのものが停止されること、「国内治安活動」=デモの弾圧などに自衛隊を動員できることなどが入っています。

#### 沖縄には憲法9条はなかった！

日米安保条約のもとで、沖縄は、日本「復帰」前後にかかわらず、朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争などの出撃基地としての役割を果たしました。憲法9条があるもとでとりわけ沖縄には戦時下の苦難を強い続けてきているのです。

「憲法9条のもとで日本は平和であった、侵略戦争に加担しなかった」とは決して言えません。沖縄では「9条を沖縄へ」というスローガンが掲げられています。これは沖縄には9条が実質的には存在してこなかったのだということを意味しています。

## Q 8 日本国憲法は押しつけ？

### A 8 平和を求める世界の人々が日本の権力者に押しつけたものです

憲法を変えようとする理由として「日本国憲法は米国からの押し付け憲法だ」ということがよく挙げられます。しかし、いったい誰が、誰に、どんなことを押し付けたのでしょうか。

#### 誰が？

直接的には、マッカーサーを最高司令官とする GHQ(連合軍総司令部)が、日本政府に対して、新しい憲法を作るよう迫りました。GHQ はいわゆる「密室の 9 日間」で作り上げた GHQ 案を提示し、これを元に日本国憲法の原案が作られました。

この GHQ 案においては、日本の知識人 7 名からなる「憲法研究会」が作成した草案が大きな影響を与えていました。(次頁参照)

GHQ は主に米国人で構成されていましたが、米国政府の利害だけを代表していたわけではありません。GHQ の上部組織として、極東委員会があります。太平洋戦争に敗北した日本を連合国が占領するに当たり、日本を管理する為の政策機関として設置されました。そこには、アメリカ合衆国・イギリス、ソ連に加え、中国、オーストラリアなど日本の侵略で被害を受けた国々が参加していました。日本軍国主義の復活を阻止しようという被害国の声を GHQ は無視できませんでした。つまり日本国憲法は日本が侵略を行った被害国が加害国日本に押しつけたものでもあります。



マッカーサー最高司令官と  
昭和天皇(1945.9.27)

#### 誰に？

マッカーサーに新憲法を作るよう要請された幣原内閣は、<sup>しではら</sup> 幣原内閣は、<sup>しろうじ</sup> 国務大臣の松本蒸治を中心とした「憲法問題調査委員会」に憲法問題を一任しました。しかし、この委員会では大日本帝国憲法の原則を根本的に変更しようとは考えていませんでした。そこで出した案も天皇主権を変更するものではありませんでした。GHQ が厳しく迫ったのは、**天皇を元首とする国のあり方に固執する人々**でした。

#### どんなことを？

押しつけられたのは「**国民主権**」、「**戦争放棄**」、「**基本的人権の尊重**」という憲法 3 原則であり、根本にある「**個人の尊重**」でした。日本国憲法は、最終的に日本の議会での議論を通じて成立しました。

憲法成立史を理解する上で参考になる映像作品を紹介します。

( は市販されているものです。他の作品をご覧になりたい方はリブインピースまでご相談下さい。)



**日本国憲法 誕生** (NHK 2007年 1h30m) 憲法研究会草案やGHQと日本政府との攻めぎあいなど憲法制定過程がコンパクトにまとめられている。

**映画 日本国憲法** (ジャン・ユンカーマン監督 2005年) 日本国憲法についてのインタビュー集。9条は二度と戦争をしないという、アジア諸国への証文。

**憲法はまだか** (NHK 1996年 前編 象徴天皇 後編 戦争放棄 各1h30m) 敗戦から憲法誕生に至る過程を描いたテレビドラマ。(ジェームス三木原作)

**昭和天皇 二つの独白録** (1997年 NHKスペシャル) 昭和天皇の「独白録」。それは自らの延命のために東京裁判向けに作られた政治文書だった。

**遅すぎた聖断** (1988年 琉球放送) 天皇が敗戦を遅らせたことによって、東京大空襲、長崎・広島原爆投下、沖縄戦など甚大な被害を与えた。

**在日 -- 歴史編** (1995年 映画) 植民地政策がもたらした「在日」の人々の立場から、戦後の歴史を描く。

**焼け跡から生まれた憲法草案** (NHK 2007年 1h30m) 憲法研究会を中心に。

## 日本の自由民権運動と世界的な人権思想の流れの中で生み出された日本国憲法

最近では、憲法案は占領下でGHQが9日間で作ったのではなく、「憲法研究会」が作った憲法草案を原型としたことが明らかになってきました。

この会は、戦後直後、高野岩三郎(元東大教授)が、憲法学者の鈴木安蔵をはじめ、戦時中に軍部に弾圧された学者・評論家らに呼びかけて結成したものです。

戦後直後から憲法が定められるまでの間に、10種類以上の憲法草案が提案されました。その中で「憲法研究会」の案は最も早く、1945年12月末に新聞で公表され、多くの注目を集めました。GHQ 民政局法務課長マイロ・ラウエル中佐は「ここに含まれている条文は民主的で受け入れられる」と高く評価しつつ、最高法規、違憲立法審査権、刑事被告人の人権保障、地方公務員の選挙を付け加えるべきだと指摘しました。

この「憲法研究会」の草案の中では、国民主権、象徴天皇、平和主義、男女平等や言論の自由を含む基本的人権の尊重など、現在の日本国憲法にふくまれるほとんどが入っていました。

高野自身は、「デモクラシーと君主政治は到底調和すべくもない。反動的分子が天皇を担ぎ上げて再挙を計ることも決して絶無なりとは断じ難い」と主張し、天皇制の廃止と共和制を主張していましたが、他のメンバーは、天皇の「大権」(=軍の統帥権)は剥奪するが儀礼的存在として残すという考え = 「象徴天皇制」にとどまりました。



鈴木安蔵 (1904 ~ 1983)

憲法学者の鈴木安蔵<sup>やすぞう</sup>は、22歳の時に検挙され(治安維持法違反第1号)、それ以来、国のあり方を定める憲法に強い関心を持つようになりました。そうした中で、大正デモクラシーの思想家吉野作造と出会い、彼から明治憲法形成過程に関する多くの資料を譲り受けました。また、自由民権運動の老活動家たちとも交流を重ねて研究を深める中で、特に植木枝盛<sup>えもり</sup>らの憲法案(フランス人権宣言やアメリカ独立宣言の影響を受けて1881年作成)に注目しました。

これらを結実させたのが、憲法研究会の草案でした。

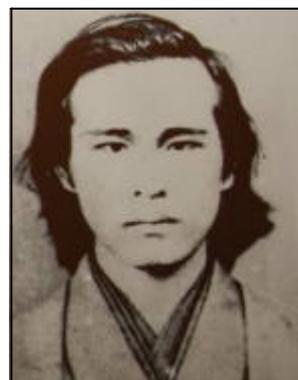
さらに、1946年、GHQ案を元にした新憲法案が帝国議会で審議された時、生存権を入れることが提案され、審議の末、生存権が25条として追加されることが決定されました。

また、現場の教員たちの請願に基づいて、小学校に限っていた義務教育を中学にまで延長することが追加されました。

GHQ(連合軍総司令部)の支配という制約の中にもありながらも、日本国憲法は、日本の自由民権運動と世界的な人権思想の流れの中で生み出されたと言えるのです。



高野岩三郎(1871 ~ 1949)



植木枝盛 (1857~1892)

## 日本国憲法と自民党改憲草案の比較

|          | 日本国憲法 (現行)        | 自民党改憲草案               |
|----------|-------------------|-----------------------|
| 基本性格     | 国家権力に制限をかける       | 国民の権利に制限をかける          |
| 最も大切なもの  | 個人の尊重 (一人一人が大切)   | 個人より公益と公の秩序、国家が大切     |
| 前文の決意    | 悲惨な戦争を繰り返さない      | 国と郷土に誇りを持ち守る          |
| 主権と国の性格  | 国民主権に基づく国際的に平和な国家 | 天皇を元首と戴く国家            |
| 守るもの     | 世界平和、世界中の平和的生存権   | 日本の領土、秩序、国益           |
| 第9条      | 武力による威嚇も行使も戦争も放棄  | 武力の威嚇・行使、国防軍、「集団安保」参加 |
| 基本的人権の根拠 | 天賦人権説             | 日本の歴史と伝統              |
| 人権があるのは  | 国内外問わず全世界の人々      | 日本国民                  |
| 思想・良心の自由 | 侵してはならない          | 国が保障する                |
| 教育の目的    | 個人の人格の完成          | 国のため                  |
| 緊急事態     | 規定なし              | 秩序混乱時など人権抑圧、憲法停止      |
| 憲法改正発議   | 国会議員の2/3以上の賛成     | 国会議員の1/2以上の賛成         |
| 選挙権      | 成年者               | 日本国籍を有する成年者           |
| 憲法遵守義務   | 天皇と政府役人           | 国民                    |

Q5で言及したように、憲法の規定にもかかわらず実際には在日外国人は国政・地方選挙権から排除されています。自民党草案はこの状態を合憲化し、在日外国人排除を固定化するものです。

ライブ・イン・ピース 9+25

TEL 090-5094-9483 (事務局 大阪)

E-mail info@liveinpeace925.com

<http://www.liveinpeace925.com/>

[http://blog.goo.ne.jp/liveinpeace\\_925](http://blog.goo.ne.jp/liveinpeace_925)

郵便振替：00910-5-107564

加入者名：ライブインピース



(2013.3.21改訂)